

平成31年本宮市教育委員会2月定例会会議録

- 1 日 時 平成31年2月25日(月) 午後1時34分～午後3時48分
- 2 場 所 本宮市役所 3階 大会議室
- 3 出席委員 教 育 長 青 田 誠
教育長職務代理人(1番) 谷 明子
委 員(2番) 渡 辺 俊之
委 員(3番) 古 宮 博文
委 員(4番) 遠 藤 傳一郎
- 4 出席職員 次長兼幼保学校課長 菅野 安彦
上席参事兼第一保育所長 遠藤 文子
教育総務課長 渡辺 清文
生涯学習センター長 鈴木 雅文
白沢公民館長 渡辺 和義
参事兼管理主事兼指導主事 渡辺 敏弘
指導主事 佐藤 義和
指導主事 渡辺 博明
(書記)教育総務課総務係長 遠藤 あけみ
- 5 傍聴人 なし
- 6 案 件
- 議案第3号 本宮地区公民館長の任命について(非公開)
- 議案第4号 本宮市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 本宮市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第6号 本宮市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議案第7号 本宮市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第8号 本宮市国際交流活動に従事する外国青年の勤務条件に関する規則の制定について
- 議案第9号 本宮市外国青年(国際交流員)勤務成績評定要領の制定について
- 議案第10号 遠藤輝雄奨学基金貸与規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第11号 本宮市学校運営協議会規則の制定について
- 議案第12号 本宮市学校事務の共同・連携実施要綱の制定について
- 議案第13号 2019年度本宮市教育委員会重点施策について
- 議案第14号 平成30年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算(第8号)について
- 議案第15号 平成31年度教育委員会所管の本宮市一般会計予算について

- 報告第 1 号 本宮市議会からの予算編成要望に対する回答について
報告第 2 号 新高木地区公民館工期延長について
報告第 3 号 英国パラリンピアンの来市について
報告第 4 号 「未来へつなげる市民の集い」について
報告第 5 号 第 14 回春の全国中学生ハンドボール選手権大会出場について

7 審議経過

【午後 1 時 34 分開会】

- ◇教育長 ただいまから、教育委員会 2 月定例会を開会いたします。
着座にて進めさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

- ◇教育長 会議録署名委員の指名を行います。
今回は、3 番委員と 4 番委員をお願いいたします。

◎議案第 3 号 本宮地区公民館長の任命について（非公開）

〔非公開〕

◎議案第 4 号 本宮市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇教育長 次に、議案第 4 号 本宮市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、説明をお願いします。

- ◇書記 〔議案第 4 号を朗読〕

- ◇生涯学習センター長 議案第 4 号 本宮市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

資料は 2 ページから 3 ページにかけてとなります。

高木地区公民館につきましては、合併支援道路、県道本宮三春線の整備事業に伴い、移転することとなったことから、高木地区公民館の住所を変更するものでございます。なお、この条例施行期日につきましては、別途教育委員会規則で定めることといたします。

以上、説明とさせていただきます。

- ◇教育長 それでは、議案第 4 号に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- ◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- ◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第 4 号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- ◇教育長 異議ありませんので、議案第 4 号は承認することに決めます。

◎議案第 5 号 本宮市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

◇**教育長** 次に、議案第5号 本宮市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について説明をお願いします。

◇**書記** [議案第5号を朗読]

◇**教育総務課長** それでは、内容につきましてご説明をいたします。

資料の5、6ページをお開きいただきたいと思います。

この規則の一部改正の主な理由といたしましては、平成31年4月1日から教育部内に国際交流課が新設されることによる改正となります。

5ページの第2条、組織の欄になりますが、新たに幼保学校課の次に国際交流課及び係名として交流推進係を追加いたします。

第5条につきましては、国際交流課の分掌事務ということで考えております。

- (1) 国際交流の推進及び総合調整に関すること。
- (2) 多文化共生及び国際化の推進に関すること。
- (3) 復興「ありがとう」ホストタウン事業の総合企画及び調整に関すること。
- (4) 復興「ありがとう」ホストタウン関連事業の推進に関すること。
- (5) 語学指導等を行う外国青年招致事業に関すること。

ということになります。

第6条につきましては、新たに第5条を国際交流課の分掌事務としたことによりまして、条項が1つずつ下がってまいります。そちらが第12条までとなります。

第11条になりますが、こちらは以前教育総務課が入っておりましたが、そちらを削除いたします。内容としましては、別表第2のそれぞれ所管する機関の表示がございますが、幼保学校課であれば保育所、幼稚園、小中学校ということになるのですが、教育総務課については掌握している機関がございませんので、こちらを削除いたします。

また、別表第1の職務の欄になります。こちらは、3カ所につきまして文字が誤っておりましたので、文字の修正をさせていただきます。指示された事務を処理するというので、こちらは指示すのほうの文字に変更させていただきますと思います。

施行につきましては、4月1日から施行するということになります。

以上、説明といたします。

◇**教育長** それでは、議案第5号に対する質疑を行います。

◇**2番委員** 新しく課が増えるということですが、人員は増やされるということでしょうか。そこにいる人数の中でやるということでしょうか。

◇**教育総務課長** 予定といたしましては、課長、係長、係員、国際交流員ということで、この後に説明いたしますが、今年から採用しております外国の方1名が配置される予定です。

◇**2番委員** 要するに、教育部に新たに4名配置されるということでしょうか。

◇**教育総務課長** はい。

◇**3番委員** 第5条(5)の語学指導等を行う外国青年招致事業ということには、ALTも含まれるのですか。

◇**教育総務課長** ALTのほうは、所管としては幼保学校課のほうになります。こちらは国際交流員ということで、外国語の指導などの部分になります。

◇**3番委員** ALTとは別に成人向けに語学指導を行うような、例えば中央公民館で企画する語学教室などですか。

◇教育総務課長 例えば、外国人の方へのPR用のパンフレット作成や、生涯学習ということで、成人の方への語学指導など、そういう部分をやっていただくような内容になります。

◇教育長 ありがとうございます。もう既に国際交流員が入られておりますが、例えば先日は白沢地区の公民館で、日本とイギリスの違いといった外国文化についての研修会を実施しています。

その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第5号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第5号は承認することに決めます。

◎議案第6号 本宮市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について

◇教育長 次に、議案第6号 本宮市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について説明をお願いします。

◇書記 〔議案第6号を朗読〕

◇教育総務課長 それではご説明をいたします。

定例会資料の9ページをご覧くださいと思います。

こちらにつきましても、教育部内に新たに国際交流課が新設されることによる改正となります。

別表第2のほうになります。この中に国際交流課長を追加することといたします。

この告示につきましては、4月1日からの施行となります。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第6号に対する質疑を行います。

その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第6号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第6号は承認することに決めます。

◎議案第7号 本宮市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について

◇教育長 次に、議案7号 本宮市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について説明をお願いします。

◇書記 〔議案第7号を朗読〕

◇教育総務課長 それではご説明いたします。

資料の11ページをご覧くださいと思います。

この規程の改正につきましても、4月1日から国際交流課が教育部内に設置されることによる改正となります。

改正の内容につきましては、第3条の部分になります。こちらに国際交流課を追加いたしまして、記号のほうを、教国といたします。こちらは具体的に言いますと、文書を発送するときの記号をこ

ちらで指定するものになります。

こちらも4月1日から施行したいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第7号に対する質疑を行います。

その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第7号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第7号は承認することに決めます。

◇

◎議案第8号 本宮市国際交流活動に従事する外国青年の勤務条件に関する規則の制定について

◇教育長 次に、議案第8号 本宮市国際交流活動に従事する外国青年の勤務条件に関する規則の制定について説明をお願いします。

◇書記 〔議案第8号を朗読〕

◇教育総務課長 それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

定例会資料の13ページから16ページをご覧くださいと思います。

この規則の制定につきましても、平成31年4月1日から教育部内に国際交流課が新設されることによる改正となります。

この規則は、市長部局での規則で定めておりましたが、教育委員会の事務となることから、教育委員会で制定することとなるため、提案するものです。なお、市長部局の規則は廃止となります。

まず、第1条になりますが、こちらのほうは国際交流活動に従事する外国青年、こちらを国際交流員といいまして、この方の勤務条件に関する事項を定めるものであります。

第2条につきましては、国際交流員の職務ということで記載しております。

(1) 市の国際交流関係事務の補助であって、次に掲げるもの

ア 外国語刊行物等の編集、翻訳及び監修

イ 国際経済交流事業を含む国際交流事業の企画及び立案、並びに当該事業の実施に当たっての協力及び助言

ウ 外国からの訪問客の接遇

エ イベント等の際の通訳等

(2) 市職員、地域住民に対する語学指導への協力

(3) 地域の民間国際交流団体の事業活動に対する助言、参画

(4) 地域住民の異文化理解のための交流活動及び外国人住民の生活支援活動への協力

(5) その他教育委員会が必要と認める職務

ということになっております。

第3条につきましては、雇用期間についての規定となります。雇用期間については原則1年、ただし、それ以降1年ごとに雇用を延長することができます。

5年間の継続雇用が経過した場合においては、再度は雇用はしないという規定になります。

以下、退職、解雇、給料の支給日、給料の減額、通勤手当等の規定がございまして、第10条に

つきましては、勤務時間の規定になります。1日7時間、1週間で35時間の勤務としております。

15ページ以降については、休日や年次有給休暇、休職、起訴休業、勤務の禁止、職務命令に従う義務などが規定されておまして、第17条には勤務成績の評定ということで、国際交流員の執務について勤務成績の評定を別に定める要領に基づいて行うこととなっております。こちらの、別に定める要領につきましては、次の議案でご説明いたします。

以下、職務専念義務、信用失墜行為の禁止などということで記載しております。

第23条には懲戒処分ということで停職や減給、戒告の規定がございます。

以上、説明とさせていただきます。

◇**教育長** それでは、議案第8号に対する質疑を行います。

◇**4番委員** 確認なのですが、これに該当する方というのは、今1人おられる方だけということですか。

◇**教育総務課長** はい。

◇**4番委員** 今、外国人も、特に多いのは中国人の方とかが多くなって、だんだんベトナム人とか、そういう流れで国際交流課というのができた中で、そういった人口に占める人たちの多い国籍の人たちの交流青年を広げていくというような、そういうのはどうなのでしょう。

◇**次長兼幼保学校課長** 国際交流員と、それから中学校のほうで英語を指導しておりますALTですが、ALTにつきましては1年ごとの契約でして、更新ごとに本人の希望をまず聞きまして、更新しないという場合には、今度こちらのほうで新たに協会のほうに派遣をお願いすることになっていきます。その段階で、国の希望を一応こちらで出しております。現段階では、英国を中心に希望しているところです。

以上です。

◇**教育長** 現段階では、国際共通といいますか、やはり英語が主体となっているかと思しますので、英語圏の方を中心に現段階では、市の部局とも相談しながら対応しております。

多文化共生という視点もございますので、いろいろな機会に英語圏以外の方との交流等も、各学校でも今後考えていかなければいけない時代になってきているかなということは認識をしております。

その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇**教育長** 異議ありませんので、採決を行います。

議案第8号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇**教育長** 異議ありませんので、議案第8号は承認することに決めます。

◇

◎議案第9号 本宮市外国青年（国際交流員）勤務成績評定要領の制定について

◇**教育長** 次に、議案第9号 本宮市外国青年（国際交流員）勤務成績評定要領の制定について説明をお願いします。

◇**書記** 〔議案第9号を朗読〕

◇**教育総務課長** それでは、内容につきましてご説明をいたします。

定例会資料18、19ページをご覧くださいと思います。

こちらにつきましても、4月1日からの国際交流課が新設されることによる改正となります。

この要領につきましても、市長部局の規則で定めておりましたが、教育委員会の事務となることから、教育委員会で制定することになるため、提案するものです。

まず、第1条をご覧いただきたいと思いますが、目的になります。

こちらのほうは、先ほどの規則の第17条で、勤務評定をするということで規定されておりましたので、その規定に基づきます。勤務評定は語学指導等を行う外国青年招致事業の目的を推進する観点から、外国青年の指導育成を図るとともに、公正な契約更新管理を行うために必要な基礎資料を得ることを目的とします。

実施責任者につきましては、教育長ということで、評定の範囲につきましては、勤務評定期日に在職する外国青年ということで、国際交流員となります。勤務評定の期間といたしましては、契約期間の部分と契約更新外国人については、前回の勤務評定期日から当該勤務評定期日の前日までとします。

評定の方法につきましては、面接を行います。20ページになりますけれども、様式第1号、外国青年目標管理シートを利用して評定を行うということになります。

勤務評価面接の結果に基づきまして、外国青年の勤務成績について評定を行います。そちらにつきましては、様式第2号、勤務評定記録書ということで、21ページの様式によって評定をしていくということになります。この評定によって、今後の雇用について参考にしていくという形になります。

第6条のほうに、3年保管していきますということが定めてあります。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは議案第9号に対する質疑を行います。

その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第9号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第9号は承認することに決めます。



◎議案第10号 遠藤輝雄奨学基金貸与規則の一部を改正する規則の制定について

◇教育長 次に、議案10号 遠藤輝雄奨学基金貸与規則の一部を改正する規則の制定について説明をお願いします。

◇書記 〔議案第10号を朗読〕

◇教育総務課長 それでは、ご説明いたします。

23ページをお開きいただきたいと思いますが。

こちらの改正につきましては、奨学金の申し込みの様式の改正となります。申し込みの時期を、入学前から在学中としておりますが、様式をそれに対応させるための変更となります。

24ページが様式第1号になりますが、現在の様式がこちらになっております。左上のほうの在学学校という部分と、その下に同上の所在地とありますが、この部分を26ページ左上のほうと変更する内容になります。入学または在学する学校名、入学年月、卒業見込年月を追加する内容になります。

次に、25ページの裏のほうになります。1箇月当たりのという隣に、県奨学基金からという部

分の文言も変更させていただきたいと思います。市奨学基金からと変更させていただきたいと思います。

次に、28ページ、様式第2号になりますが、変更前ということになりますけれど、標題の下のほうの在学学校と右側のほう、部、制というところの欄を変更させていただきたいということで、29ページのように、先ほどの様式第1号と同じく、入学または在学する学校名、卒業見込年月ということを追加して、その下のほうの出身（在学）学校の成績の欄につきまして、教科、年、教科、年ということで追加し、右側のほうの成績平均値という文言の追加になります。

参考事項といたしまして、括弧書きになります。在学学校の学業成績の席次ということで、こちらのほうの文言の変更ということになります。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第10号に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第10号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第10号は承認することに決めます。



◎議案第11号 本宮市学校運営協議会規則の制定について

◇教育長 次に、議案第11号 本宮市学校運営協議会規則の制定について説明をお願いします。

◇書記 〔議案第11号を朗読〕

◇参事兼管理主事兼指導主事 議案第11号 本宮市学校運営協議会規則の制定について説明をいたします。

資料の31ページから33ページにかけて、さらに本日お配りしております本宮市コミュニティ・スクール推進計画と書かれましたパンフレットのほうも、参考にご覧いただければと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改定に伴いまして、国内の全ての小・中・高等学校については、学校運営協議会を設置するように努めなければならない努力義務となりました。

それを受けて、本宮市教育委員会としましても、平成31年度からの五百川小学校を皮切りに、市内の小・中学校10校に、数年をかけて学校運営協議会を設置することとしております。それに伴いまして、その設置に必要な事柄を定めるのが、この規則の目的となっております。

内容、概略を申し上げます。

第1条、ただいま申し上げました目的が書かれています。

第2条には趣旨について書かれています。学校だけではなくて、保護者及び地域住民の学校運営への参画といったところが柱になっております。

第3条の設置につきましても、基本的に各学校に1つの学校運営協議会を置くこととしておりますが、必要に応じて複数の学校で1つの学校運営協議会を置く、そのような置き方もできるようにしています。

第4条では、学校運営に関する基本的な方針の承認ということで、そこに(1)から(5)にかかげましたような内容を、校長が立てました学校運営の方針について、委員の方々に承認を得ると

というような仕組みになっております。

また、第5条では学校運営及び教職員の人事に関して意見を述べることができるというような権限について、記載をしております。

また、第6条では、学校運営等に関する評価も行うというような内容で入れております。今現在は、学校評議員の方々に学校評価、自己評価をしたものについてご意見をいただくというような形で、学校関係者評価という評価を行っておりますが、この運営協議会が設置されました以降は、この学校運営協議会がその後を受けて、学校の運営状況についての評価を行うということになります。

第8条、委員につきましては、そこに書かれました(1)から(8)に該当する方々で、20人以内ということで定めています。20人以内としておりますのは、単独校で1つの運営協議会を設置する場合ですと、20人までは必要ないだろうと思われませんが、2つ、3つの学校が1つの運営協議会で実施をするとなった場合には、それぞれの学校にかかわる方々を複数組織の中に入れてもらうようにしますと、どうしても人数が多くなってまいります。それで、最大人数を20人ということに定めたところです。

第9条につきましては、守秘義務等です。

第10条、任期につきましては基本2年、ただし、再任用を妨げないということで考えています。

また、第11条では、逆に今度は委員の解任に関する条件を定めております。

それから、第12条は会長及び副会長、第13条で会議について定めています。

33ページに参りまして、第14条では、会議については基本公開で行うということを決めております。また、第15条では、学校運営協議会、コミュニティ・スクールについての理解を深めるために、各種の研修を行うことも規定しております。

さらに、第16条では、万が一学校運営協議会と学校との関係性が崩れた中で、学校運営に支障を来すような組織になってはいけませんので、そういったことのないようにということの定めをしております。

第17条では、学校運営協議会の名称、その他は運営協議会で並行してもよいという内容を定めています。

また、最後に規則に定めていないその他の項目につきましては、その運営協議会の中で定めることも可能ということにしております。

平成31年4月1日から五百川小学校に学校運営協議会を設置したく、この規則についても31年4月1日から施行するというようにしております。

以上、説明とさせていただきます。

◇**教育長** それでは、議案第11号に対する質疑を行います。

◇**1番委員** 今まであった学校評議員会と学校運営協議会との関係はどのような形になるのか、教えていただければと思います。

◇**参事兼管理主事兼指導主事** 学校評議員の制度は、国のほうではまだそれをなくしていません。今現在も学校評議員の制度が残っておりますので、国のほうでその部分をまとめるまでは、両方存在するような形なるかと思いますが、実質的にはこの学校運営協議会の委員の方々をもって、各学校の学校評議員は、名目上そういった立場になっていきます。

最終的に、先ほど申しましたように、国のほうでも全ての小・中・高等学校に学校運営協議会が設置されれば、当然、制度としての学校評議員制度も必要ではなくなってくると思いますので、そのころには制度の整理が行われるのではないかと思います。今後数年については、形式上両方とも

存在するというような形になろうかと思えます。

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第11号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第11号は承認することに決めます。

◇

◎議案第12号 本宮市学校事務の共同・連携実施要綱の制定について

◇教育長 次に、議案第12号 本宮市学校事務の共同・連携実施要綱の制定について説明をお願いします。

◇書記 〔議案第12号を朗読〕

◇参事兼管理主事兼指導主事 議案第12号 本宮市学校事務の共同・連携実施要綱の制定についてご説明をいたします。

資料は35、36ページとなります。

文部科学省では、チーム学校という名称で、学校の組織力を高めるというような取り組みを、数年来続けております。その取り組みの一つとして、学校事務職員の職務能力の向上、さらには学校事務職員が学校組織の中で果たす役割の拡大、それをもって教員が子供たちと向き合う時間を確保して、子供たちによりよい教育を提供するといった目的の中で、一つの施策として学校事務の共同・連携実施を推し進めるようにというような施策になっております。

福島県教育委員会でも、平成30年度から正式に県として、この学校事務の共同・連携実施を正式スタートさせております。これまで四、五年前からその準備に入っておりまして、本市におきましても、大玉村と共同で学校事務の共同・連携の実質的な準備は進めてきたところです。

県の方針を受けまして、平成31年度からは、各市町村が要綱を定めて、正式にこの学校事務の共同・連携実施を推し進めるようにというような施策となっておりますので、本市におきましても、平成31年度から正式スタートとなるべく本宮市学校事務の共同・連携実施要綱を定めるものであります。

目的については、今ほどご説明を申し上げました。

組織につきましては、グループをつくることとなります。グループにはグループ長を置きますが、これは学校事務職員の中で主任主査と呼ばれる職に該当する者を中心として、その勤務校の校長をグループの運営委員長というような形にして、組織をつくってまいります。

具体的には、大玉村の小・中学校3校、それから本宮市の小・中学校10校ありますけれども、13校を2つのグループにして進めています。1つのグループは大玉村の3校と本宮一中学区の3つの小・中学校を合わせて6校で1チーム。それから、本宮二中学区の3校、それから白沢中学区の4校、合わせて7校で2つ目のグループということにしております。

この主任主査については、今現在本宮一中の遠藤主任主査、それから白沢中学校の守谷主任主査がおりますので、この方々をグループ長とし、それぞれの学校の校長先生をグループの運営委員長という形をお願いをして進めていくことにしております。

内容につきましては、共同で実施できるようなものは共同で実施をする。集まってお互いの分掌の内容の確認をしましたり、あるいは様式などをつくる時に、どこかで1カ所であれば、ほか

の学校には転記をすれば済むので、そういった形で事務の軽減を図るとともに、お互いに情報交換をしながら事務職員の能力を高める。そして、結果的にその空いた時間をもって、余裕が出た部分で、それまで学校の教員が担っていた事務の一部を事務職員が担うことによって、教職員の負担を軽減し、結果として子供たちに向き合う時間を増やすというような内容になっております。

要綱の中では、第4条のところに、今申し上げましたような職務内容を行うことを定めております。

それから、36ページにまいりまして、第5条で、実施方法についてはそのグループの中で月に1回程度集まって研修をしたり、共同で職務を行ったりするというようなことを定めています。

なお、他校の事務についても携わることから、第6条ではその確認について、兼務の明化を行って、お互いの学校の仕事を手助けし合うというような仕組みになります。

第7条では、実施計画・実施報告を年度初め、年度末に提出をするということを定めております。

平成31年4月1日から実施したく、施行についても平成31年4月1日とさせていただきたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

◇**教育長** それでは、議案第12号に対する質疑を行います。

◇**2番委員** ちょっと聞き漏らしたかもしれないのですが、こういったシステムはほかでも実施していることなのか、それとも先駆けて始まったことなのか聞かせてください。

◇**参事兼管理主事兼指導主事** 実施の時期としては、本市はどちらかという平均的なところに位置するかと思います。国の政策として進められておりますので、県によって多少スピードの差はありますけれども、早いところはもう数年前から正式にスタートしておりまして、最も進んだ県については、グループのまとめ役である指導的な事務職員を今いる事務職員の中から選ぶのではなく、改めてそういった上位の職を設けて、人員配置をしている県も出てきているところです。将来的にはそのようになれば、より効果的な組織になっていくのかなと考えているところです。

以上です。

◇**教育長** その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇**教育長** 異議ありませんので、採決を行います。

議案第12号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇**教育長** 異議ありませんので、議案第12号は承認することに決めます。

◇

◎**議案第13号 2019年度本宮市教育委員会重点施策について**

◇**教育長** 次に、議案第13号 2019年度本宮市教育委員会重点施策について説明をお願いします。

◇**書記** 〔議案第13号を朗読〕

◇**参事兼管理主事兼指導主事** 議案第13号 2019年度本宮市教育委員会重点施策についてご説明いたします。

内容につきましては、前回ご承認いただきました第2期の本宮市教育振興基本計画、そちらを土台にして定めた内容になっております。

まず、1ページですが、本宮市の第2次総合計画の前期の計画と、この教育振興基本計画との関

係、こちらは教育振興基本計画の中にも入っていたページそのものになります。

同じく2ページにつきましては、本宮市教育振興基本計画の基本理念の部分を取り出して掲載しております。内容は、県の計画と同じものです。

それを受けまして、3ページ、4ページが学校教育指導の重点、それから保育所・幼稚園教育指導の重点、こちらは新しい県の総合教育計画をそれぞれ再検討して修正を加えたものになります。

また、現在策定中ではありますが、5ページ、第3次本宮市子ども読書活動推進計画、現在のところの案ということで、ご了解いただきたいと思います。正式決定になりましたら、正式版ということで、そちらに差し替えたいと思います。

次に、6ページ、本宮市子ども・子育て支援事業計画、こちらにつきましては、1年おくれて平成31年度に策定をして、32年度からまた新しい計画になるものです。計画が改まりましたら、その後差し替えをしたいと考えております。

7ページから、各施策の方向と主な取り組みということで載せましたが、こちらにつきましては、既にご覧いただいております本宮市教育振興基本計画の第4章施策の展開の部分を受けまして、その項目をそれぞれの内容として取り上げております。ただ、平成31年度特に力を入れて取り組むという部分につきましては、赤書きの説明の文章をつけ加えています。

何も無いところは全体的な項目について、教育振興基本計画にのっとって施策を進める。特に平成31年度に力を入れていくものについては、説明がつけ加えられている部分であるというようにご理解いただければと思います。内容の細かな部分について、何かありましたらご質問いただければと思います。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第13号に対する質疑を行います。

その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第13号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第13号は承認することに決めます。



◎議案第14号 平成30年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第8号）について

◇教育長 次に、議案第14号 平成30年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第8号）について説明をお願いします。

◇書記 〔議案第14号を朗読〕

◇教育総務課長 それでは、一般会計補正予算（第8号）の内容につきまして、別冊の議案第14号資料により、教育総務課より順にご説明申し上げます。

なお、歳入歳出に係る補正予算につきましては、事業の確定及び執行の完了による予算残額の減額等が主なものでございますので、それらの補正及び少額の補正につきましては、予算要求書をご参照いただきますようお願いいたします。

初めに、歳出補正の概要につきまして説明をさせていただきます。

資料の31ページをお開きいただきたいと思います。

10款教育費、1項教育総務費、2目教育総務管理費、教育総務管理事務の25積立金、102

の教育施設等整備事業基金積立金は、高木公民館の土地代と補償費が確定したことによる増額補正となります。

次に、歳入の補正の概要につきましてご説明をさせていただきます。

戻りまして、1ページをお開きいただきたいと思います。

13款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料ですが、第一中学校敷地内の電柱設置の使用料と、五百川幼保総合施設内の配水管埋設による使用料の増額補正となります。

9ページをお開きいただきたいと思います。

17款寄附金、1項寄附金、4目教育費寄附金につきましては、企業からの寄附による増額補正となります。

以上、教育総務課が所管いたします内容の説明といたします。

◇次長兼幼保学校課長 続きまして、補正予算（第8号）のうち、幼保学校課が所管いたします歳出につきまして説明をさせていただきます。

資料13ページをご覧くださいと思います。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の放課後児童健全育成費であります。財源の調整で後ほど収入との関連もありますが、放課後児童クラブに対する子ども・子育て支援交付金の国及び県からの交付金の増額に伴う財源調整であります。下のほうの147万5,000円であります。増額の理由ですが、利用者の増加に伴うものであります。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

3目保育所費、2保育所運営費、保育所事業であります。まず、7節賃金につきましては、年度当初計上の保育士の人数に対しまして、雇用が少なくなりましたので補正減をするものであります。

13節委託料につきましては、他の自治体へ支払いする広域保育委託料の減額で、こちらは対象者の途中退所によるものであります。

また、14ページの左下になりますが、財源調整12万円につきましては、こちらも被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金の予算計上項目に関しまして、市予算の統一性を図るため、国から県に変更をしたものであります。

次の16ページ、こちらも財源調整になりますが、左下のほうの40万円につきましても、同様の理由で、国から県に変更したものであります。

次に、19ページ、20ページになります。

特別保育費、延長保育事業、20ページの7節賃金の100万円の減額並びに21ページから22ページにかけての7節賃金の600万円の減額につきましては、こちらも年度当初計上の保育士の人数に対しまして、雇用が少なくなりましたので、補正減をするものであります。

次に、23ページから24ページにかけて、民間保育所・保育園支援費、民間認可保育所・保育園運営支援事業、13節委託料の400万円の減につきましては、認可保育所であります幼児の家に係る委託料の減額で、減額の理由といたしましては、入所児童数の減少によるものであります。

次に、25ページになります。

民間保育所・保育園支援費、民間認可外保育所・保育園運営支援事業につきましては、充当財源の変更です。震災・原子力災害復興基金繰入金の増額の調整を行うものであります。

次に、32ページになります。

こちらも財源調整になります。通園通学バス使用料の79万4,000円の減額につきましては、白沢地区で行っています通園通学バスの利用者が当初見込みより減少したため、減額をするもので

あります。

次に、35ページになります。

こちらにも財源調整ですが、英語指導助手住宅料の10万2,000円の減額であります。こちらは本宮第二中学校区担当の英語指導助手が、年度途中から市外に住所を変更したため、移動した時点から4カ月分の使用料を減額するものであります。

続きまして、36ページの財源調整の部分、それから37ページの財源調整、同じく38ページの財源調整、飛びまして43ページの財源調整が、いずれも財源の充当先が国から県に変更になったものであります。

次に、46ページ、47ページをご覧ください。

中学校スポーツ分野各種大会・交流行事参加事業の14節使用料及び賃借料の大型バス借上料100万円の減額につきましては、新人戦・各種大会出場に伴いますバスの借上料で、事業確定によります補正の減となります。

次に、48、49ページになります。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、幼稚園管理運営費の1,800万円の減額につきましては、白沢地区の3つの幼稚園において1人園長体制に移行したことに伴いまして、正職員を増やしております。そのため、臨時職員を少なくしたため、臨時職員賃金の補正減を行うものであります。

次に、50ページになります。

こちらにも財源調整で、財源の充当先が国から県に変更になったものです。

続きまして、53ページになります。

こちらにも財源調整になります。こちらにも国から県に変更になるものでございます。

続きまして、64ページから65ページをご覧くださいと思います。

6項保健体育費、3目学校給食費、本宮方部学校給食センター運営参画事業でございます。このうち、給食費の未納負担金につきまして、12万5,000円の増でございますが、30年度の学校給食費の未納分を取り扱い方針に基づきまして、市が負担するものでございます。なお、繰り越した未納額につきましては、引き続き学校と教育委員会で協議しまして、滞納の処理に当たるものであります。

次に、歳入に移ります。

2ページをご覧くださいと思います。

13款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料の5節通園通学バス使用料につきましては、先ほど支出でも財源調整で出てまいりましたが、バス利用者が当初の見込みより減少したため、減をするものであります。

次に、3ページ、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金になりますが、各種事業の交付申請額の決定による補正であります。

6ページにも同じような項目で記載がございます。こちらは、県の補助金について、同じ理由で補正するものであります。

3ページに戻りまして、1,809万2,000円についてですが、こちらは被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金の減額でございます。6ページの県の補助金、1,696万7,000円につきましても、同様の理由で、市予算の統一性を図るため、国から県に変更したものであります。

次に、戻りまして5ページになります。

6目放射能対策費国庫補助金につきましては、平成29年度における学校敷地や通学路及び学校給食の放射能測定業務、その精算による補正増であります。

次に、要求書12ページになります。

20款諸収入、5項雑入、3目雑入、8節教育費雑入の英語指導助手住宅料の10万2,000円の減額につきましては、先ほど支出でも出てまいりましたが、本宮第二中学校区担当の英語指導助手が、年度途中から市外に住所を変更したため、借りておりますアパートの使用料、4カ月分の使用料を減額するものであります。

以上で、幼保学校課が所管いたします内容についての説明といたします。

◇生涯学習センター長 10款教育費のうち、生涯学習センターが所管いたします事項についてご説明申し上げます。

資料30ページから31ページとなります。

1項教育総務費、2目教育総務管理費、25節積立金、細節102の教育施設等整備事業基金積立金につきましては、高木地区公民館の建物移転補償費が確定したことによる補正増でございます。

次に、資料54ページになります。

5項社会教育費、3目文化芸術費、文化芸術振興費につきましては、安達地方地域振興文化事業補助金につきまして、民俗芸能大会に予算充当したことによる財源調整でございます。

次に、57、58ページになります。

6目図書館費、しらかわ夢図書館費につきましては、寄附金をいただいたことから、補正増をするものであります。なお、これに伴いまして、歳入も補正増をしております。

次に、資料59ページになります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、スポーツ交流費につきましては、歳入財源が国から県へ変わったことによる財源調整となります。

次に、60ページから61ページになります。

6項保健体育費、2目体育施設費、市民プール管理運営費につきましては、燃料単価の値上げ等により、燃料費を増額するものでございます。

次に、62、63ページになります。

6項保健体育費、2目体育施設費、しらかわグリーンパーク野球場維持管理費につきましては、年間の利用日の増加により、管理人の勤務日が増えたことによる管理人賃金の補正増額でございます。

以上、生涯学習センターの所管いたします事項について説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第14号に対する質疑を行います。

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第14号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第14号は承認することに決めます。

◇
◎議案第15号 平成31年度教育委員会所管の本宮市一般会計予算について

◇教育長 次に、議案第15号 平成31年度教育委員会所管の本宮市一般会計予算について説明をお願いします。

◇書記 [議案第15号を朗読]

◇教育総務課長 それでは、平成31年度教育委員会所管の本宮市一般会計予算につきましてご説明をいたします。

説明は、歳入歳出予算の概要とさせていただき、別冊の議案第15号資料によりましてご説明をさせていただきますと思います。

1枚お開きいただきたいと思います。

平成31年度の教育費の当初予算の概要について載せさせていただいております。

平成31年度の一般会計の予算は、172億3,000万円で、そのうち教育関連予算につきましては22億8,840万円、約13.2%を占めており、教育関連予算は前年度当初予算から6.11%の減額となっております。この減額につきましては、高木地区公民館の建設によるものが大きなものと考えられます。款項目ごとの平成31年度の予算を記載し、30年度当初予算からの比較も表記しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、詳細につきまして、教育総務課より順に説明いたします。

なお、歳入につきましては16ページから47ページをご参照いただきたいと思います。

189ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費、説明欄3の保育所維持管理費は、公立保育所施設の良い保育環境の維持管理に要する経費を、前年度同様の予算を計上しております。

191ページ最下段から193ページになります。

説明欄6保育所施設整備費は、第3保育所、第2保育所整備に係る経費を計上しております。主なものは、第3保育所の遊具の設置工事となります。

193ページになります。

4目児童福祉施設費、説明欄1児童福祉施設管理運営費、事務事業 1)児童福祉施設維持管理事業については、第2児童館の良い環境の維持管理に要する経費を前年度同様の予算を計上しております。

301ページになります。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費については、教育委員の報酬や視察研修に係る経費を前年同様計上しております。

303ページ下段になります。

2目教育総務管理費、説明欄2教育総務管理費については、教育総務に係る経費について経常費、新たに13節委託料として、学校施設等長寿命化計画策定業務を計上しております。

307ページ中段になります。

説明欄5篤志奨学資金給与基金費については、経済的理由により修学困難な学生の給付をする予算を計上しております。

319ページになります。

2項小学校費、1目学校管理費、説明欄2保健管理費のうち、事務事業 3)小学校教職員定期健康診断事業については、前年同様、健康診断の経費を計上しております。

同ページ下段から321ページにかけて、説明欄3学校施設維持管理費ですが、小学校施設の良い教育環境の維持管理に要する経費として、前年度同様の予算を計上しております。

15節工事請負費としましては、本宮小学校ことばの教室空調設備の設置工事など、合計5件の工事を計上しております。

327ページになります。

3項中学校費、1目学校管理費、説明欄3保健管理費のうち、事務事業 3) 中学校教職員定期健康診断事業については、前年同様、健康診断の経費を計上しております。

329ページから331ページにかけて、説明欄4学校施設維持管理費は、中学校施設の良好な教育環境の維持管理に要する経費として、前年度同様の予算計上をしております。

15節工事請負費としましては、第3保育所整備に係る本宮第一中学校の駐車場整備工事など、合計7件の工事を計上しております。

339ページになります。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、説明欄5の幼稚園施設維持管理費は、公立幼稚園施設の保育環境の維持管理に要する経費を、前年度同様の予算を計上しております。

353ページになります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、説明欄10学校・家庭・地域連携協力推進費につきましては、コミュニティ・スクール導入及び運営に係る経費を計上しております。

以上、教育総務課が所管いたします予算概要の説明とさせていただきます。

◇次長兼幼保学校課長 それでは、続きまして、幼保学校課が所管いたします内容につきまして、ご説明を申し上げます。

資料は166ページ、167ページをご覧ください。

1項社会福祉費、7目放射能対策費の説明欄1放射能対策費でございますが、こちらは市内5カ所の保育所の給食食材の放射性物質検査を、五百川幼保総合施設に集約して実施しております。検査業務委託料が主な経費となっております。

続きまして、178ページ、179ページになります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の説明欄5の地域子育て支援費のうち、2)の地域子育て支援拠点事業(センター型)でございますが、こちらは五百川幼保総合施設にあります地域子育て支援センターにおきまして、家庭で保育する保護者を対象に、一時保育や子育てに関する相談、それから、就園前の幼児を対象としたプレ幼稚園事業などを実施している運営費となっております。

続きまして、178ページから181ページにかけて、説明欄は一番下になりますが、6放課後児童健全育成費でございます。これは、市内7カ所で放課後児童クラブを運営するもので、社会福祉協議会への委託が主な経費となっております。

続きまして、184ページから189ページにかけて、下段になりますが、3目保育所費の説明欄2保育所運営費でございます。市内5カ所の保育所の運営費となっております。臨時職員の人件費や給食事業に係る経費、各種関係団体への負担金、さらにPTA団体への補助金などが主な経費となっております。

次に、188ページから191ページにかけてになります。

説明欄4の特別保育費でございます。こちらは、一時保育事業、延長保育事業、障がい児保育事業によりまして、保護者の負担軽減を図るものでございます。臨時職員賃金や延長保育のおやつ代などが主な経費となっております。

次に、191ページでございます。

説明欄5の民間保育所・保育園支援費でございます。これは、民間保育所に対する運営費等の支

援を行うものでございます。本市の認可保育所、もとみや幼児の家保育園と、新たに新年度より認可保育所の移行予定のどんぐり保育園と光明保育園に対しまして保育委託料、さらに地域型保育といたしまして、子ども子育て給付金を、また、市内私立幼稚園の施設整備に対する保育所部分の整備交付金が主なものとなっております。

さらに、予算書には計上してございませんが、26年度より実施しております保育料の独自減免の事業の助成を行っております。

続きまして、192ページから195ページにかけてになります。

4目児童福祉施設費の説明欄1児童福祉施設管理運営費の2)第1、第2児童館運営事業でございますが、第1児童館につきましては、社会福祉協議会が設置して管理運営を行っておりますので、こちらは運営補助金を交付しております。また、第2児童館につきましては、市が設置しておりますので、指定管理者への管理委託料となっております。

次に、10款になります。304ページから305ページにかけてになります。

1項教育総務費、2目教育総務管理費の説明欄3の子ども安全対策費でございますが、子どもたちの安全な登下校を見守り、事故や犯罪から守るためのパトロールに関する経費となっております。また、新たに各小学校の下校時の見守りボランティアの方が使用するベスト購入経費を計上しております。

続きまして、306ページから307ページにかけてです。

説明欄4の通園通学支援費でございますが、主に白沢地区の小・中学生を対象とした通学バスの運行や、本宮第二中学校及び白沢中学校の自転車通学をしている生徒へのヘルメットの購入などの経費となっております。

次に、306ページから309ページにかけて、説明欄6の東日本大震災対策費でございますが、市内及び市外の被災児童・生徒への給食費等の支援費となっております。

続きまして、308から309ページにかけて、3目学校教育費の説明欄1学校教育総務費でございます。こちらは入学準備をする経費や、各学校の学習活動を支援するための補助金、学校教育関係団体への負担金などが主な内容となっております。

次に、308ページから311ページにかけて、説明欄2の学力向上対策費でございますが、児童・生徒の基礎学力の向上を図るための経費となっております。内容といたしましては、学力検査等の用紙代や、チャレンジ学習として漢字検定、英語検定、算数・数学検定受験者への補助金の計上となっております。31年度は受験者の増加を図るため、補助金の増額計上をしております。

また、英語学力の向上を図るため、英語能力判定テストを中学1年生全生徒を対象に、継続して実施してまいります。こちらを受験することにより、受験者は英検級レベルが判明し、目標設定、英語学習、英語力測定の採点より、チャレンジ学習の英語検定の誘導ができること。さらには、学校では英語力の現状が把握することができ、得意・不得意の分野の傾向が判明し、対策を講じることができることなどにより、英語力のアップを図っていきたいと考えております。さらに、教師の資質向上のための研修会開催に要する経費となっております。

次に、312ページから313ページにかけてご覧ください。

説明欄4の学校教育支援費でございますが、登校が困難な児童・生徒に対して早期の学校復帰を図るための適応指導教室、「すまいる・る一む」の開設をしております。また、学習障害や多動性があり、集団生活になじめない児童・生徒に対しましては、特別支援教育支援員を配置しておりますが、新年度につきましては、本年度より4名増員し、合計20名の配置を予定しているところでござ

ざいます。さらに、継続して2名のスクールソーシャルワーカーの配置を行いまして、児童・生徒や保護者の悩みや不安などの相談体制と支援体制の充実を図ってまいります。

また、不登校防止やいじめの早期発見のためのQ Uテストを、前年度に引き続き年2回実施してまいります。

続きまして、312ページから315ページにかけて、説明欄5のキャリア教育推進費でございます。将来の夢や希望、勤労観や職業観を養うための事業となっております。本年度に引き続き、小学校5年生を対象として、日本サッカー協会による著名なスポーツ選手の講演や実技を行う、夢の教室の開催を予定しております。

また、平成29年度より始まりました国内派遣交流事業につきましては、全国へそのまち協議会の加盟自治体である北海道富良野市と、引き続き交流ができるよう、現在協議を行っている状況で、参加者数につきましては4名増やし、小学生11名の派遣を予定しております。

続きまして、314ページから317ページにかけてになります。

5目放射能対策費、説明欄1放射能対策費でございますが、原発事故による放射線対策費となっております。通学路の環境放射能測定や自校給食の放射性物質検査に要する経費と、給食センターへの放射線対策負担金、さらに体験活動促進事業といたしまして、基礎体力向上のための陸上競技の実技指導と、スキー体験教室を予定しております。

続きまして、316ページから317ページにかけてになります。

2項小学校費、1目学校管理費の説明欄1学校管理運営費でございますが、市内7つの小学校を管理運営するための経費となっております。

続きまして、318ページから319ページ、説明欄2の保健管理費でございますが、学校保健安全法に基づく児童の健康診断に係る経費となっております。学校医への謝礼や健康診断委託料、健康づくり推進事業補助金などが主な経費となっております。

322ページから325ページにかけてです。

2目教育振興費、説明欄1の教育振興費でございますが、児童の学力向上と心身の健全な育成を図るための経費となっております。具体的には、南達方部小学校交歓陸上競技大会や、鼓笛隊パレードに要する経費、また、道徳科の導入にあたりまして、教師用の教科書指導書の購入や、年次計画に基づくICT環境整備につきましては、平成31年度、本宮地区4小学校のパソコン教室におけるパソコンの更新の際に、タブレット型のパソコンを導入し、教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、324ページから325ページ、説明欄2の就学奨励援助費でございますが、こちらは、経済的な理由により就学が困難な児童と、特別支援学級に在籍する児童への支援費となっております。

次に、324ページから327ページにかけて、3項中学校費、1目学校管理費の説明欄2学校管理運営費でございますが、市内3つの中学校を管理運営するための経費となっております。

次に、326ページから329ページにかけて、説明欄3の保健管理費ですが、学校保健安全法に基づく生徒の健康診断に係る経費となっております。小学校費と同じく、学校医への謝礼や健康診断委託料、健康づくり推進事業補助金などが主な経費となっております。

次に、330ページから333ページにかけて、2目教育振興費、説明欄1の教育振興費でございますが、こちらは学力向上と心身の健全な育成を図るための経費となっております。文化芸術、スポーツ大会などの参加支援費、学校司書の臨時職員賃金、楽器や教材用備品などの購入が主な経

費となっております。

続きまして、332ページから333ページ、説明欄2の就学奨励援助費でございますが、経済的な理由により就学が困難な生徒への援助費と、特別支援学級に在籍する生徒への支援費となっております。

続きまして、334ページから337ページにかけて、4項幼稚園費、1目幼稚園費の説明欄2幼稚園管理運営費でございますが、市内5つの幼稚園の管理運営費に係る経費で、臨時職員の賃金が主な経費となっております。

次に、336ページから337ページ、説明欄3の保健管理費でございますが、園児の健康診断等に係る経費となっております。医師への謝礼や健康診断委託料、体力づくりを支援するための健康づくり推進事業補助金などが主な内容となっております。

次に、336ページから339ページにかけて、説明欄4の教育振興費でございますが、幼稚園での幼児教育を行うための経費で、教材料の消耗品費、各種負担金などが主な内容となります。

次に、338ページから341ページにかけて、説明欄6の私立幼稚園就園奨励援助費でございますが、保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対しまして補助金を交付するものでございます。なお、今年10月から実施予定の国による幼児教育無償に対応するとともに、平成26年度から実施しております市の独自の助成制度を継続したいと考えております。

続きまして、340ページから341ページにかけて、説明欄7の預かり保育費でございますが、就労等により、家庭での育児が困難な保護者に対し支援を行うもので、教育時間終了後に在園児を保育しております。臨時職員の人件費や賄い材料費、おやつ代などが主な経費となります。

続きまして、340ページから341ページでございます。

説明欄8の私立幼稚園施設型等給付費でございますが、子ども・子育て支援制度に移行した認定私立幼稚園に対する給付金となっております。

続きまして、342ページから343ページにかけてご覧ください。

説明欄9の私立幼稚園認可移行事業費でございますが、市内私立幼稚園の施設整備に対する幼稚園部分の整備交付金となっております。

続きまして、402ページから405ページにかけてになります。

6項の保健体育費、3目学校給食費、説明欄1の学校給食費でございますが、白沢地区小・中学校4校の自校給食事業に要する経費と、本宮地区の小・中学校6校の給食事業について、大玉村と共同設置いたしました本宮方部学校給食センター協議会への負担金となっております。

続きまして、平成31年度より新たに設置されます国際交流課が所管いたします事業の内容について説明をいたします。

310ページ、311ページになります。

説明欄3の外国語指導助手招致費でございます。こちらは継続事業となりますが、英語教育の充実を図るため、中学校区を単位として招致しております3名の外国語指導助手の人件費や住宅借上料が主な経費となっております。

次に、352ページから355ページにかけてになります。

353ページ、説明欄11、国際交流費でございますが、平成30年度から招致しております国際交流員に要する経費や、国際性豊かな人材育成のための、英国へ中学生を派遣するための経費が主な内容となっております。

次に、380ページから383ページにかけてになります。

6項保健体育費の1目保健体育総務費、説明欄3のスポーツ振興費でございます。このうち、事務事業 5) 復興ありがとうホストタウン事業でございます。こちらは2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、復興ありがとうホストタウンとして、次のオリンピックに向けての機運醸成を高めるため、講演会や日本で開催される国際大会における英国選手の応援に要する経費であります。

以上、国際交流課が所管いたします経費の内容についての説明といたします。

◇生涯学習センター長 5款労働費及び10款教育費のうち、生涯学習センターが所管いたします内容についてご説明申し上げます。

222ページから225ページにかけてになります。

5款労働費、1項労働諸費、2目勤労青少年ホーム費、説明欄1勤労青少年ホーム管理運営費につきましても、中央公民館の2階部分が勤労青少年ホームとなっていることから、中央公民館の維持管理に係る経費の2分の1を計上しているものでございます。

342ページから345ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、説明欄2社会教育総務費の委託料につきましても、NPO法人生涯学習プロジェクトもとみやへの、生涯学習業務の委託等に要する経費が主なものであります。昨年度と比べ、人件費の増加による委託料の増額がございます。

続きまして、346ページから349ページ、説明欄5青少年健全育成費、1) 青少年健全育成推進大会事業につきましても、例年開催しているものでございますが、平成31年度につきましても、福島県少年の主張大会が本宮市会場となることとなっておりますので、14節使用料及び賃借料を増額させていただいております。

350ページから351ページにかけてになります。

説明欄8放課後子ども教室推進費につきましても、市内の全ての小学校区におきまして、週1回遊友クラブを実施するにあたっての、活動の企画を担当するコーディネーター及び安全管理・活動指導員に対する謝礼に要する経費が主なものでございます。

354ページから357ページにかけてとなります。

2目社会教育振興費、説明欄2成人教育費につきましても、中央公民館、白沢公民館で開催いたします各種成人講座の開催に伴う講師謝礼に要する経費が主なものでございます。

358ページから361ページにかけてになります。

3目文化芸術費、説明欄1文化芸術振興費につきましても、文化団体連絡協議会への補助金をはじめといたしまして、民俗芸能大会など各種芸術行事への補助金及び文化系の全国大会、東北大会への出場者への激励金の経費でございます。

366ページから369ページにかけてになります。

5目公民館費、説明欄1中央公民館維持管理費につきましても、中央公民館、サンライズもとみや及び地区公民館の燃料費や光熱水費、維持管理に必要な法定点検等に関わる委託料及び修繕工事に要する経費が主なものでございます。平成31年度は、15節工事請負費といたしまして、地区公民館空調設置工事を計上したものでございます。

368ページから373ページにかけてになります。

説明欄2白沢公民館維持管理費につきましても、白沢公民館及び分館の燃料費や光熱水費、維持管理に必要な法定点検等に関わる委託料に要する経費が主なものであります。こちらは中央公民館と同様に、15節工事請負費といたしまして、白沢地区の分館の空調設置工事及び白沢公民館の屋

上防水工事などを計上してございます。

372ページから377ページ、6目図書館費、説明欄1しらさわ夢図書館費につきましては、読書活動推進計画に基づく事業の実施に要する経費で、臨時職員賃金や代行員の管理運営委託料、図書の購入に要する経費が主なものでございます。

同ページ、説明欄2しらさわ夢図書館維持管理費につきましては、しらさわ夢図書館の維持管理に要する経費で、法定点検等に関わる委託料、図書館情報システム等の借上料に要する経費が主なものであります。また、15節工事請負費につきましては、バルコニーウッドデッキの撤去工事を計上したものでございます。

376ページから377ページ、7目文化財保護費につきましては、2)文化財・史跡保存事業の13節委託料で、指定天然記念物樹勢回復業務委託料として計上してございます。こちらは、仁井田のモミジ、宮久保の大桜を対象としたものでございます。

380ページから383ページとなります。

説明欄3スポーツ振興費につきましては、新たに復興ありがとうホストタウン機運醸成事業といたしまして、オリンピック・パラリンピアン等の講演等を開催する講師謝礼を増額してございます。

384ページ、385ページとなります。

説明欄5スポーツ交流費につきましては、埼玉県上尾市との交流事業の一つといたしまして、スポーツを通じた交流を図るためのバス借上料や交流会に要する経費が主なもので、平成31年度は、スポーツ少年団のサッカー交流を本宮市で予定しております。

2目体育施設費、説明欄1体育館管理運営費につきましては、総合体育館等の維持管理に必要な管理業務や、各種施設の法定点検等に関わる委託料に要する経費が主なものであります。14節使用料及び賃借料の機器借上料につきましては、トレーニング室の機器更新についてリース契約にしたため、新たに発生したものでございます。

386ページから389ページ、説明欄2市民プール管理運営費につきましては、市民プールの維持管理に必要な燃料費、光熱水費や監視業務、法定点検等に関わる委託料に要する経費が主なものであります。また、15節工事請負費につきましては、床暖房システムの循環液交換工事を計上したものでございます。

388ページから391ページ、白沢体育館維持管理費につきましては、白沢体育館の維持管理に必要な光熱水費や代行員の維持管理費、委託料に要する経費が主なものでございます。

390ページから393ページ、説明欄4しらさわグリーンパーク維持管理費につきましては、野球場の維持管理に必要な光熱水費、施設管理人の賃金等に要する経費が主なものでございますが、15節工事請負費として、事務室空調設置工事を計上してございます。

392ページから393ページ、説明欄5白沢庭球場維持管理費につきましては、庭球場の維持管理に必要な光熱水費等に要する経費が主なものであります。15節工事請負費といたしまして、テニスコートの張替工事を計上してございます。

392ページから395ページ、説明欄6海洋センター維持管理費につきましては、プールの維持管理に必要な光熱水費や管理業務、法定点検に関わる委託料に要する経費が主なものでございます。

400ページから403ページ、説明欄13コミュニティ交流広場管理運営費につきましては、コミュニティ交流広場及びパークゴルフ場の維持管理に必要な光熱水費や管理業務、法定点検等に関わる委託料に要する経費が主なものでございます。

説明欄 1 4 屋内運動施設管理運営費につきましては、まゆみアリーナの維持管理に要する光熱水費、管理業務、法定点検に要する経費が主なものでございます。

以上、生涯学習センターの所管いたします内容についての説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第 15 号に対する質疑を行います。

◇ 4 番委員 公民館費関係ですけれども、368 ページあたりから、公民館は分館も含めての費用支出と考えていいのですか。

◇生涯学習センター長 中央公民館維持管理費が地区公民館、白沢公民館維持管理費が白沢地区の分館を含んだものとなっております。

◇ 4 番委員 例えば、5 つの地区、青田、荒井、仁井田・高木・岩根は、中央公民館のほうに入っているということですか。

◇生涯学習センター長 はい、そうです。

◇ 4 番委員 例えば各地区の公民館で、目新しい工事というのは、何か含まれていますか。

◇生涯学習センター長 地区公民館空調設置工事ということで、和室のほうにエアコンをつけさせていただくということが、新しい事業となっております。

◇ 4 番委員 これは画期的ですね。今度各公民館にエアコンが入るのですね。

◇生涯学習センター長 はい。1 部屋だけですが、避難所として使うときに、エアコンがないと非常にづらいということもございまして、非常に最近は暑いので、和室のほうにつけさせていただきま

す。
高木地区公民館が新設されまして、高木地区公民館のほうはエアコンがつくという形になってございます。それに合わせる形で、各地区公民館も同様にエアコンを 1 室につけさせていただくということでございます。

◇ 4 番委員 仁井田地区公民館の耐震工事はどうでしょうか。

◇生涯学習センター長 耐震工事につきましては、優先順位等がございまして、学校等の耐震工事が終わりましたから、社会教育施設、社会体育施設等の耐震工事に入る計画でございます。

以上です。

◇ 2 番委員 教育委員会として市長に予算要望した中で、これは通らなかったとか、そういうものは何かありましたか。

◇次長兼幼保学校課長 次回の定例会で準備したいと思います。

◇ 4 番委員 地区公民館のトイレの状況というのはどうなのですか。

◇生涯学習センター長 必ず洋式が 1 つ、つくような形にはしております。

◇ 4 番委員 31 年度で切りかわるといった予算化というのは、何かされているのですか。

◇生涯学習センター長 白沢体育館のトイレを 1 つ、洋式化いたします。

◇ 4 番委員 私も郡山とか福島とか、いろいろ施設を利用する機会が多いものですから、どんどんウォシュレットに切りかわっていますよね。もちろん図書館等もそうですし。本宮もどんどんそういう方向で変えていったほうがいいと思いますので、どんどん予算化して検討してほしいと思います。

◇生涯学習センター長 毎年何か所かずつ、一つもないところからまずつけていくように考えております。

◇ 4 番委員 利便性を高めるような、そういった施策というのも非常に大事だと思いますので、検討してほしいと思います。

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第15号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第15号は承認することに決めます。

次に、報告事項に入りますが、ここで休憩をとりたいと思います。

再開は35分からです。よろしくお願いします。

【午後 3時25分休憩】

【午後 3時35分再開】

◇教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎報告第1号 本宮市議会からの予算編成要望に対する回答について

◇教育長 次に報告事項になります。

報告第1号 本宮市議会からの予算編成要望に対する回答について説明をお願いします。

◇次長兼幼保学校課長 それでは、資料40ページから53ページになりますが、議会から予算編成要望に対する要望事項がありまして、それに対する回答書について説明をさせていただきたいと思っております。

教育部に関係があります総務文教常任委員会が所管する事項についてのみ説明をさせていただきたいと思っております。

資料は43ページになります。

まず、教育環境の整備促進について、保育所の整備事業を着実に進めることということで、回答といたしましては、第3保育所の建設工事を平成32年の1月開所を目指して行う。また、第2保育所につきましては、平成31年度になりますが、実施設計業務を進め、年度内に解体工事に着手するとしております。

地域子育て支援拠点事業につきましては、こちらは五百川幼保総合施設にあります施設についてでございますが、「プレ幼稚園」や「子育て相談」、「出張ひろば」などの開催、それから「子育て広場」を継続して利用促進に努めるとしております。

学力向上についてでございますが、小中学校の学力分析を行い、学力向上のための方策を講じることに對しましては、まず、「全国学力・学習状況調査」の実施、それから新たに実施します「ふくしま学力調査」によりまして、児童生徒一人ひとりに応じた指導に努めること。また、チャレンジ学習受験者に対する助成を増額しまして、受験奨励を図ることとしております。

市内保育所及び幼稚園における幼児教育の充実につきましては、引き続き本宮市の幼保共通カリキュラムに基づく幼児教育の質の向上、また、国による10月から実施予定の幼児教育無償化に伴う3歳児以上の保育料等の無償化を実施するとともに、3歳児未満につきましては、引き続き市独自の助成を継続することとしております。

教育振興について、教育に必要な各種備品の購入、さらに各学校の状況を的確に把握した計画的な整備につきましては、各学校の状況調査により、計画的に整備を進めること。児童生徒の学力向上を図るため、ICT環境整備として、タブレット端末の導入を計画的に進め、学習環境を整備することといたしてしております。

教育委員会は知見を広げ、教育現場に生かすため、視察、研修を行うことにつきましては、教育委員会の先進地視察研修を実施するとしております。

保育所・幼稚園の保育環境の整備について、潜在的な待機児童の実態把握に努め、解消策を検討することに対しましては、第2、第3保育所の改築などにより、保育ニーズに応じた受け入れ定員の増加、また、私立保育所等における認可取得の支援を行いまして、受け入れられる児童数の増を図り、待機児童の解消につなげることとしております。

保育人材の確保に努めることにつきましては、待機児童を少なくするために、ハローワークや広報紙、情報紙等を通じた募集、また、育成学校への働きかけや職員の関係性を活用した人材の発掘を粘り強く続けていくこととしております。

青少年健全育成事業の充実について、健全な青少年を育成するため、事業の充実を図ることにつきましては、家庭・学校・地域・行政が一体となった市民総ぐるみ運動の充実を努めること。特に対策が急がれるメディアリテラシーについて、重点的に取り組むこととしております。

文化芸術振興について、文化芸術事業を継続するとともに、多くの市民が参加できるよう、ニーズを把握することに対しましては、事業実施後の市民アンケートなどの実施で、市民ニーズの把握に努めるとともに、優れた文化芸術に触れる機会を提供する事業を継続して行うこと。また、こおりやま広域連携中枢都市圏の事業も活用し、提供機会の推進を図ることとしております。

社会教育・体育施設等の拡充及び整備について、パークゴルフ場の早期増設に対しましては、国土交通省との協議を進め、年度内に調査、それから設計に着手するとしております。

そのほかの常任委員会につきましては、資料をご覧いただきたいと思っております。

以上です。

◇教育長 それでは、報告第1号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

◇

◎報告第2号 新高木地区公民館工期延長について

◇教育長 次に、報告第2号 新高木地区公民館工期延長について説明をお願いします。

◇生涯学習センター長 報告第2号は、資料はございません。新高木地区公民館の建設工事につきましては、平成31年3月中に完成を予定しておりましたが、用地の引き渡し時期に遅延が生じたこと及び資材の不足などが重なりまして、工期を5月7日まで延長することとなりました。

今後、地区の皆様の説明するとともに、早期に供用開始ができるよう、引っ越し期間等の準備をしてみたいと思っております。

以上、報告いたします。

◇教育長 それでは、報告第2号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

◇

◎報告第3号 英国パラリンピアン你来市について

◇教育長 次に、報告第3号 英国パラリンピアン你来市について説明をお願いします。

◇生涯学習センター長 資料は54ページになります。

本来、英国のパラリンピックの金メダリスト、リチャード・ホワイトヘッド氏が28日来市す

る予定でしたが、奥様のほうが病気にかかれまして、急遽来日を取りやめという形になりましたので、こちらの内容につきましては、残念ながら中止ということになりましたので、ご報告いたします。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、報告第3号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

◇

◎報告第4号 「未来へつなげる市民の集い」について

◇教育長 次に、報告第4号 「未来へつなげる市民の集い」について説明をお願いします。

◇生涯学習センター長 報告第4号 「未来へつなげる市民の集い」でございますが、資料は55ページになります。

こちらは、本年度からはじめた事業でございます。復興の主役である市民の皆様とともに、震災を風化させることなく、明るい未来に向かって希望をつなげる事業として、復興の集いというものを行っておりましたが、そちらの後継にあたる事業となります。

本年は、昨年アンケート結果をもとに、希望の最も多かった寄席を実施いたします。開催日は平成31年3月10日曜日、午後1時45分が式典開始、寄席が2時開演となります。出演者等については、本日の資料のとおりでございます。

また、入場料に関しましては無料ということで、本宮市民だけが対象、本宮市に在籍・在住及び仕事等、学校に通っている方などが対象になります。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、報告第4号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

◇

◎報告第5号 第14回春の全国中学生ハンドボール選手権大会出場について

◇教育長 次に、報告第5号 第14回春の全国中学生ハンドボール選手権大会出場について説明をお願いします。

◇次長兼幼保学校課長 資料56ページから59ページにかけてになります。

本宮第一中学校女子ハンドボール部が、昨年から今年にかけて行われました福島県大会で見事優勝に輝き、全国大会である第14回春の全国中学生ハンドボール選手権大会に出場できることになりました。

資料59ページが県大会の結果でございますが、昨年11月から始まりまして、決勝戦は1月19日に、郡山第一中学校と対戦いたしまして、25対15のスコアで勝利し、本宮一中の女子としては5年ぶり、4回目の出場となります。

資料56ページに戻りまして、全国大会の日程ですが、3月23日から27日までの5日間の日程で、富山県氷見市で開催されます。本宮一中では、昨年男子が2年連続出場しておりまして、男女合わせて3年連続の全国大会出場となります。

市といたしましては、経費の3分の2の補助を要綱に基づきまして支援を行う予定でございます。以上で説明といたします。

◇教育長 それでは、報告第5号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎その他

◇教育長 次に、その他事務局から報告等があればお願いいたします。

◇

◎次回開催日程について

◇教育長 なければ、次回教育委員会の日時を決めたいと思います。

〔次回開催日程について協議〕

◇教育長 次回教育委員会は、3月27日水曜日、午後1時30分開会といたします。

◇

◎閉会の宣告

◇教育長 これをもちまして教育委員会定例会を閉会いたします。

【午後 3時48分閉会】